

質問・回答書

「沖縄市障害者相談支援事業プロポーザルへの質問書」にていただきましたご質問について、下記の通り回答いたします。

質問	回答
1 職員の資格要件として、その他の資格等に、公認心理師、作業療法士はふくまれるか？	<p>公認心理師及び作業療法士は、要件における「その他資格等（沖縄市の認めるもの）」に含まれます。</p> <p>・公認心理師について、利用者の精神状態、発達特性、性格傾向、ストレス要因などを詳細にアセスメントするスキルは、目に見えにくい心理的な課題を明確にすることができる、個別最適な相談支援をする上で有用だと考えます。</p> <p>・作業療法士につきまして、利用者の日常生活における具体的な困難（ADL）や社会参加への課題に対する実践的なアプローチを行う視点は、相談支援業務において重要なスキルだと考えております。</p> <p>留意点と致しまして、相談支援事業においては、その専門分野に限らず、利用者の生活全般の多岐にわたる課題に対応できる包括的な視点が求められます。専門職としての知見を相談支援業務において最大限に活かし、多角的な視点から総合的な相談支援を行うことが目的となりますので、職員の配置にあたっては、各専門職の専門性を尊重しながらも、相談支援専門員として、利用者の生活課題に対応し得る、実践力を有しているかという視点もご考慮いただきたく存じます。</p>
2 計画相談における「拠点コーディネーター」との役割や、業務内容の違いは？	<p>拠点コーディネーターの役割はいざという時の備えを整えること（体験利用の調整等）。対象者の掘り起こし。緊急時発生のリスクを減らすための相談対応となります。</p> <p>本市における地域生活支援拠点の連携体制の構築については、設計途上の部分がございますが、考え方としては、計画相談支援専門員については、契約している利用者の緊急時の対応や、その予防的な環境整備、委託相談員は、主にサービスに繋がっていない世帯で緊急時が想定される世帯の把握や見守り、予防的な環境整備等の相談対応と考えております。なお、地域生活支援拠点の主体は、障がい福祉課と基幹相談支援センターが担うものとしており、委託相談事業所や地域の福祉事業所については、それぞれの専門分野を活かした役割を担っていただくものとしております。</p>
3 自殺に関する支援の主体は、市障がい福祉課に配置されている、自殺対策担当係と理解して良いか？	<p>沖縄市役所内に、個別具体的な自殺に関する緊急支援や常設の専門相談窓口は設けておりません。これは、自殺に関する支援が非常に専門性が高く、多岐にわたるため、専門機関との連携を基本としているためです。</p> <p>障がい福祉課に配置されている自殺対策担当係は、主に障がいのある方やそのご家族、および市全体の自殺予防に関する普及啓発活動、情報提供、関係機関との連携調整といった役割が中心となります。</p> <p>委託相談員の業務は、日頃の相談業務の中で自殺の要因となっている課題をアセスメントし、関係機関へ繋ぎ、継続的な見守り（モニタリング）を行う役割を担っております。</p>